

鈴鹿市地域防災計画(本編) 修正概要 リスト(分野別)

整理番号	分野	部	章	節	節名称	現計画のページ	修正概要	修正理由																																																																																																																																																																																																																																
1	法改正への対応	2部 風水害対策編	3	31	財政金融計画	161	災害対策基本法の改正により特定災害対策本部が新設されたため、その旨を追記。	災害対策基本法の改正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	3	31		336			2		2部 風水害対策編	2	12	災害時要援護者対策計画	50	医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	13	229	3		2部 風水害対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	72	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	246	4		2部 風水害対策編	3	8	交通応急対策計画	98	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	22	265	5		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	271	6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	275	7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため
2		2部 風水害対策編	2	12	災害時要援護者対策計画	50	医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	2	13		229			3		2部 風水害対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	72	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	246	4		2部 風水害対策編	3	8	交通応急対策計画	98	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	22	265	5		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	271	6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	275	7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275								
3		2部 風水害対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	72	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	4	1		246			4		2部 風水害対策編	3	8	交通応急対策計画	98	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	22	265	5		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	271	6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	275	7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																					
4		2部 風水害対策編	3	8	交通応急対策計画	98	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	3	22		265			5		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	271	6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	275	7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																		
5		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	3	11		271			6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	11	275	7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																															
6	防災基本計画修正への対応	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	106	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	3	11		275			7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	3	17	295	8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																												
7		2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	124	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	3	17		295			8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による	3部 地震・津波対策編	4	1	338	10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																																									
8		2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	159	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
9		2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	163	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	4	1		338			10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による	11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	12	225	12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																																																															
10		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	335	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
11	県地域防災計画修正への対応	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	46	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	2	12		225			12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による	3部 地震・津波対策編	2	11	221	13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																																																																																					
12		2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	43	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所等の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による																																																																																																																																																																																																																																
		3部 地震・津波対策編	2	11		221			13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による	16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による	18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による	19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による	20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため	21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため	22	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため		3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																																																																																																		
13		2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	20	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
14		3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	177	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
15		3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	239	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
16	関係機関からの修正事項提出への対応	2部 風水害対策編	3	3	気象予警報等の伝達計画	83	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
17		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	261	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
18		3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	263	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達系統を修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
19		3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	329	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による																																																																																																																																																																																																																																
20	非常配備に関する修正	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	15	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常配備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため																																																																																																																																																																																																																																
21	避難に関する修正	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	101	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるように修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため																																																																																																																																																																																																																																
22		2部 風水害対策編	3	10	避難計画	105	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため																																																																																																																																																																																																																																
	3部 地震・津波対策編	3	11	275																																																																																																																																																																																																																																				

鈴鹿市地域防災計画(本編) 修正概要 リスト(ページ順)

整理番号	現計画のページ	部	章	節	節名称	分野	修正概要	修正理由
1	15	1部 鈴鹿市地域防災計画	3	2	鈴鹿市災害対策本部	非常設備に関する修正	長周期地震動3又は4が発表され、災害の発生が予想されるときには必要に応じて災害対策本部が設置できるよう第1次非常設備とする修正	長周期地震動に対応できるようにするため
2	20	2部 風水害対策編	1	3	防災機関の業務大綱	関係機関からの修正事項提出への対応	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、指定行政機関や所掌事務の表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による
3	43	2部 風水害対策編	2	10	防災知識の普及計画	県地域防災計画修正への対応	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による
4	46	2部 風水害対策編	2	11	防災訓練計画	県地域防災計画修正への対応	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による
5	50	2部 風水害対策編	2	12	災害時要援護者対策計画	防災基本計画修正への対応	医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による
6	72	2部 風水害対策編	2	20	受援・応援体制の整備計画	防災基本計画修正への対応	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
7	83	2部 風水害対策編	3	3	気象予報等の伝達計画	関係機関からの修正事項提出への対応	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、防災気象情報の伝達システムを修正	防災関係機関からの修正案提出による
8	98	2部 風水害対策編	3	8	交通応急対策計画	防災基本計画修正への対応	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
9	101	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	防災基本計画修正への対応	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による
10	101	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	避難に関する修正	自主避難を促す避難所や感染症対策のための避難所について、必要に応じて開設数を増減できるよう修正	災害の規模により自主避難所の設置を柔軟に対応できるようにするため
11	105	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	避難に関する修正	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため
12	106	2部 風水害対策編	3	10	避難計画	防災基本計画修正への対応	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による
13	124	2部 風水害対策編	3	16	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	防災基本計画修正への対応	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による
14	159	2部 風水害対策編	3	30	突発的災害への応急対策計画	防災基本計画修正への対応	大雪により車両滞留が発生し、その開放に長時間を要すると見込まれる場合に、関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行う旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
15	161	2部 風水害対策編	3	31	財政金融計画	法改正への対応	災害対策基本法の改正により特定災害対策本部が新設されたため、その旨を追記。	災害対策基本法の改正による
16	163	2部 風水害対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	防災基本計画修正への対応	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
17	177	3部 地震・津波対策編	1	4	本市における既往地震	関係機関からの修正事項提出への対応	過去の地震と被害の表記について、正確な地震名や震央名に修正	防災関係機関からの修正案提出による
18	221	3部 地震・津波対策編	2	11	防災知識の普及計画	県地域防災計画修正への対応	県の地域防災計画において、土砂災害危険箇所の記述が土砂災害警戒区域等に改められたことによる修正	県の地域防災計画の修正による
19	225	3部 地震・津波対策編	2	12	防災訓練計画	県地域防災計画修正への対応	避難訓練を実施する際に男女共同参画の視点を取り入れる旨を追記	県の地域防災計画の修正による
20	229	3部 地震・津波対策編	2	13	災害時要援護者対策計画	防災基本計画修正への対応	医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による
21	239	3部 地震・津波対策編	2	17	津波災害予防計画	関係機関からの修正事項提出への対応	「ツナミナシ」という情報は使用していないため、現在運用している情報名に修正	防災関係機関からの修正案提出による
22	246	3部 地震・津波対策編	4	1	受援・応援体制の整備計画	防災基本計画修正への対応	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
23	261	3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	関係機関からの修正事項提出への対応	津波注意報を発表する官署を名古屋地方気象台から気象庁に修正	防災関係機関からの修正案提出による
24	263	3部 地震・津波対策編	3	7	津波対策計画	関係機関からの修正事項提出への対応	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、津波予報等の伝達システムを修正	防災関係機関からの修正案提出による
25	265	3部 地震・津波対策編	3	22	交通応急対策計画	防災基本計画修正への対応	軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める旨を追記。	国の防災基本計画の修正による
26	271	3部 地震・津波対策編	3	11	避難計画	防災基本計画修正への対応	避難指示等の発令に際し、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用する旨を追記	国の防災基本計画の修正による
27	275	3部 地震・津波対策編	3	11	避難計画	避難に関する修正	「責任者を任命」という表記から「市職員を配置」という旨の記載に修正	避難所の供与は、市の自治事務であり、その責任者は市長であるため
28	275	3部 地震・津波対策編	3	11	避難計画	防災基本計画修正への対応	避難所の運営管理に当たって、必要に応じて県や他市町村に加えて、NPO・ボランティア等にも外部協力を求める旨を追記	国の防災基本計画の修正による
29	295	3部 地震・津波対策編	3	17	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	防災基本計画修正への対応	要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の情報収集も行う旨を追記	国の防災基本計画の修正による
30	329	3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	関係機関からの修正事項提出への対応	三重県の地域防災計画の表記等をもとに、南海トラフ地震臨時情報の状況について表記を修正	防災関係機関からの修正案提出による
31	335	3部 地震・津波対策編	3	30	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画	防災基本計画修正への対応	市民や事業所等が実施する対策として、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める旨を追記	国の防災基本計画の修正による
32	336	3部 地震・津波対策編	3	31	財政金融計画	法改正への対応	災害対策基本法の改正により特定災害対策本部が新設されたため、その旨を追記。	災害対策基本法の改正による
33	338	3部 地震・津波対策編	4	1	復興体制の構築と方針の策定	防災基本計画修正への対応	復興体制の構築に当たっては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用を検討する旨を追記。	国の防災基本計画の修正による